

シリーズ 2 乗務員手当について

「新しい人事・賃金制度の見直しについて」議論を深めよう！

神経をすり減らし乗務しても報われないの？

JR東海会社は、今回の「新しい人事・賃金制度の見直し」で諸手当などを見直すとして、乗務員の特殊勤務手当を乗務員手当とし、乗務実績ではなく月額で一律化すると提案してきました。

乗務員の手当は減らされる一方！

乗務員の手当は、過去には毎月、15日に支給される乗務旅費もありました。JR設立以降に廃止されてしまいました。制度改正毎に労働時間(実乗務時間)は延長され、反対に手当は減額されてきました。以前に制度改正があったときは損失分を一時金として最高額270万円が支給されました。

今、乗務されている多くの若い社員の方々は、そういった損失補填分も貰えずに運転士をされています。

新制度は賃金抑制の制度？

会社は、新制度は努力した者が的確に報われる制度と言っていますが、はたしてそうなのでしょうか？乗務員は昼夜にわたっての仕事をしています。そのような過度の緊張を強いられながら安全運行に務めています。それが**乗務労働の特殊性**なのです。ゆえに手当がつけられ、乗務ごとに手当が発生するのが本来の姿ではないのでしょうか。現行制度では、運転士ワンマン乗務線区ではフル出勤すれば6万数千円の特殊勤務手当が支給されています。新制度では最高でも月額53,000円となっています。**約1万円の減額**となります。新制度では7項目に区分されていますが、ほぼ減額されてしまいます。

まさに賃金抑制に他なりません。

**新制度は、賃金抑制の制度ではないでしょうか？
努力したものが報われるとは、いったい誰が報われるのでしょうか？
いまこそ職場の意見を掘り起こし要求すべき時です！**

東海労と共によりよい制度改正に取り組もう！